奈良県教育委員会告示第二号

次の奈良県指定史跡は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、平成二十五年三月二十七日付け文部科学省告示第三十九号で史跡に指定されたので、奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第三十九条第二項の規定により、同物件の県指定は同日付けで解除された。

平成二十五年四月十九日

奈良県教育委員会委員長　松　村　佳　子

名称	所在地	県指定告示年月日
与楽鑵子塚古墳	高市郡高取町与楽一〇六三番地、一〇六四番地、一〇六五番地、一〇六六番地、一〇六七番地及び一〇六八番地	昭和五十八年三月十五日
カンジョ古墳	高市郡高取町与楽字カンジョ九三二ほか	昭和五十一年三月三十日